

<ワンストップ特例を申請する皆様へ>

ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

以下の要件に当てはまる方のみ利用できます

- ①給与所得のみの方などで、確定申告又は市・県民税の申告を行う必要がない方
 - ②「ふるさと納税」の寄附先が5団体以下の方
- ※給与所得のみの方でも、医療費控除等の各種控除、株式等の所得を申告する方は対象外となります

申請手続きの仕方

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、紀北町へ提出してください。

※FAX及びメール不可

※平成28年1月1日以降は、申告特例申請書への個人番号（マイナンバー）の記載及び番号確認と身元確認のための書類の写しの添付が必要です。

申請書の提出を確認した後、紀北町より受付書を郵送でお届けいたします。制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。

ご注意ください

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- 医療控除の申告などの為、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届け出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を紀北町に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄付金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄付金を申告する必要があります。

裏面へ



必要書類について

平成28年1月1日からマイナンバー制度の開始により、ワンストップ特例制度を利用される場合、**【個人番号（マイナンバー）の記入】**と**【個人番号確認と本人確認の書類の写しの添付】**が必要となります。

番号確認と本人確認のための書類

	個人番号確認の書類	本人確認の書類
「個人番号カード」を持っている人	個人番号カードの裏のコピー	個人番号カードの表のコピー
「通知カード」を持っている人	通知カードのコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い人	個人番号が記載された住民票の写し	・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

上記のように、

- 例1 個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
- 例2 通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と「身分証のコピー」
- 例3 個人番号カードも通知カードもない場合：「個人番号が記載された住民票の写し」と「身分証のコピー」

を「本人確認書類（写）添付台紙」に貼付し、申請書と一緒に郵送してください。

※上記の身分証のコピーの郵送が困難な場合は、以下の書類を**2つ以上**コピーして郵送してください。
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、など

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

送付先・問合せ先
〒519-3292
三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1
紀北町役場財政課管財契約係 TEL：0597-46-3112